

事故処理基準

令和元年5月29日 作成
令和 2年 7月 1日 改訂
令和 2年 8月 5日 改訂
令和 2年10月 1日 改訂
令和 3年 4月 1日 改訂
令和 4年 6月 1日 改訂
令和 5年 6月 1日 改訂
令和 5年 9月 1日 改訂
令和 6年 4月 1日 改訂
令和 7年 4月 1日 改訂

一般社団法人 ふじさん駿河湾フェリー

目次

- 第1章 総 則
- 第2章 事故等発生時の通報
- 第3章 事故の処理等
- 第4章 非常対策本部の設置等

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当法人の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当法人の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

(1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)

(2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故

(3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害

(4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害

(5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当法人の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

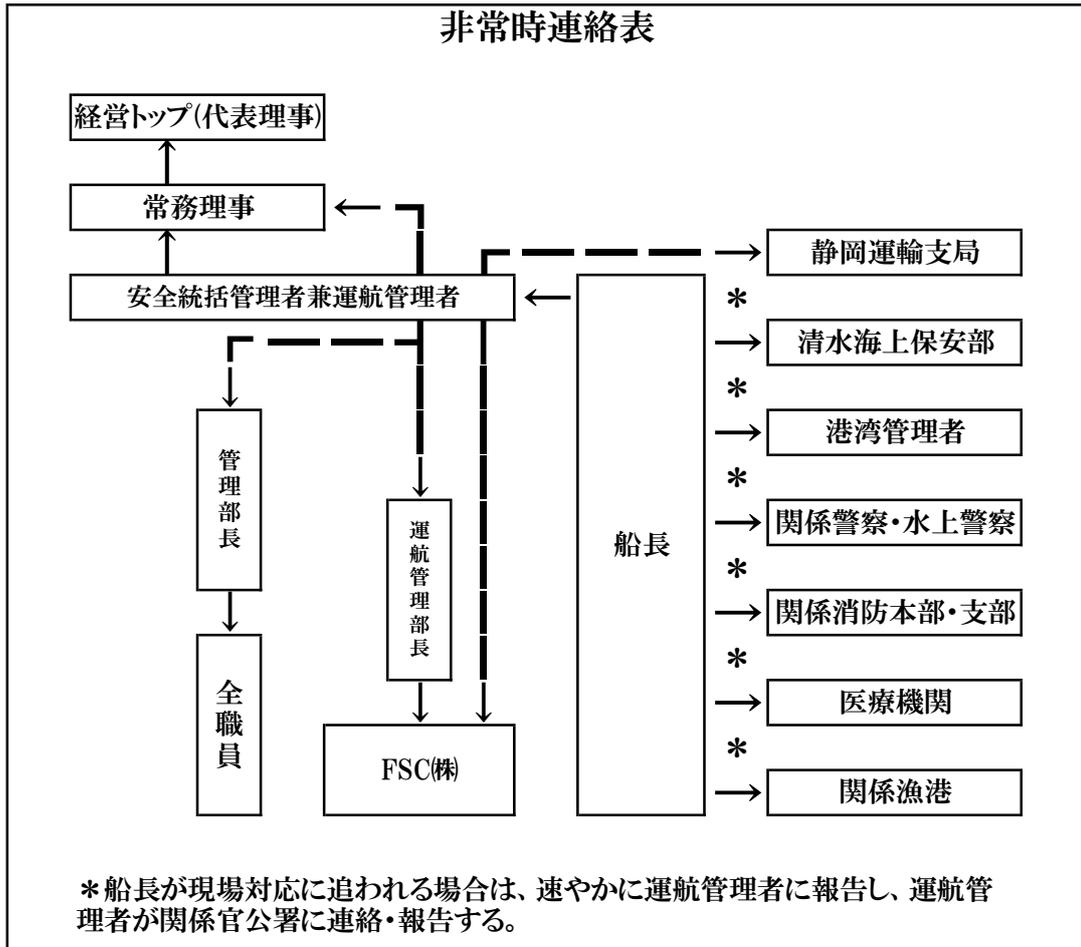
第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものをから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表1「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等を行うものとする。

3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものをから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生に及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。

4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

非常時連絡表



(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	① 衝突の状況(衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況) ② 船体、機器、車両の損傷状況 ③ 浸水の有無(あるときはd項) ④ 流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置) ⑤ 自力航行の可否

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主・船長名(できれば住所、連絡先)・・・船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況(船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等)・・・船舶衝突の場合
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況(乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等) ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器、車両の損傷状況 ⑤ 浸水の有無(あるときはd項) ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)
c	火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
f	人身事故(行方不明を除く)	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由(推定) ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等

	事故等の種類	連絡事項
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条(非常連絡)に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の搜索又は本船の救助のための搜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(運航管理者の指揮する事故処理組織)

第8条 非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は次のとおりとする。

事故処理組織表	
	職 務
経営トップ(理事長)	総指揮
常務理事	現場指揮
安全統括管理者 運航管理者	常務理事補佐又は総指揮
救護対策PT FSC運航管理部長 FSC運航管理部員	事故処理実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。
旅客対策PT 企画担当部長 企画営業部員	旅客及び被害者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理、その他旅客(車両)対策に関すること。
庶務対策PT 管理部長 管理部員	被害者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応援(発表を除く)、救援関係物資の調達、補給、その他庶務的実務に関すること。
全職員	上記PTと連携するとともに、県・各市町村への連絡対応等に関すること

- 2 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。
- 3 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。
- 4 運航管理者は、非常対策本部が発動されることとなった場合は、それが確立されるまでの間、本条による組織で事故処理を継続し、これを円滑に引継がなければならない。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表2「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

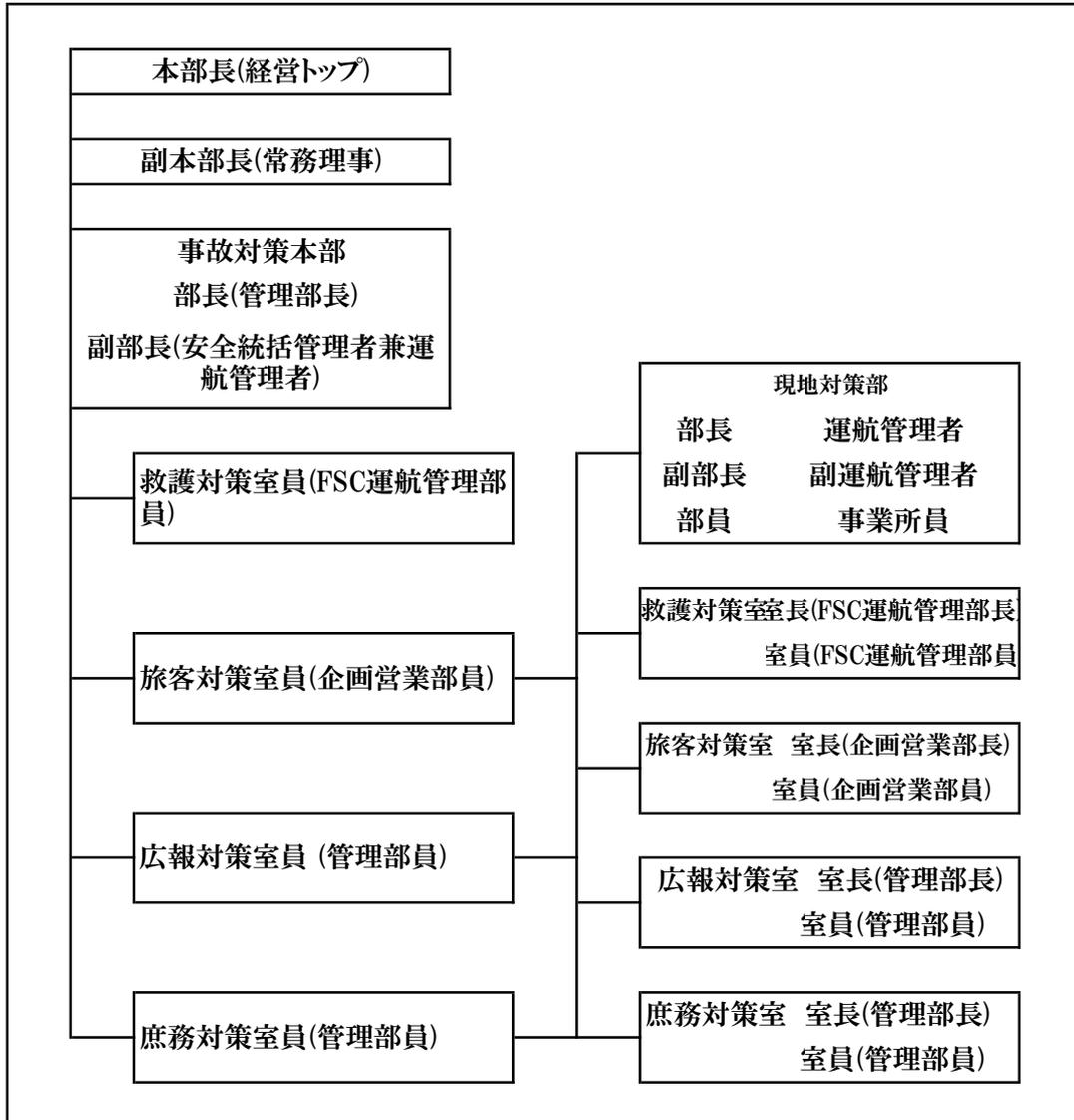
第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会	
委員長	常務理事
副委員長	安全統括管理者・運航管理者
委員	管理部長・運航管理補助者・企画担当部長

第4章 事故対策本部の設置等

(組織及び編成)

第12条 事故対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。



(職務分掌)

第13条 事故対策本部(以下「本部」という。)の要員の職務及び各対策部の所掌業務は次のとおりとする。

1. 本社本部員の職務

本部長	本部長は、事故処理の基本方針を定め事故処理業務全般を統轄する。
副本部長	本部長に代わり、本部員を直接指揮、監督する
事故対策部長	事故対策部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い、本社の事故処理業務を調整し、本社対策室員を指揮して本部長を補佐し、及び事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策部長を指揮して現地における事故処理業務を統轄し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
事故対策副部長	事故対策副部長は、事故対策部長の定める現地処理方針に従い、各室の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して事故対策部長を補佐するとともに、事故対策部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
対策室員	各対策室員は、各対策室長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

2. 現地室員の職務

現地各対策室長	各対策室長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について現地本部長に報告する。
現地対策室員	各対策室員は、各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

3. 各対策室の所掌

救護対策室	① 事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関すること。 ② 救護計画の立案及び実施に関すること。 ③ 船長への連絡及び指示に関すること。 ④ 関係機関への手配及び連絡に関すること。 ⑤ その他救難に必要な事項に関すること。
旅客対策室	① 旅客名簿の作成に関すること。 ② 被災者の身元の確認及び被災者の名簿の作成に関すること。 ③ 被災者の近親者への事故の発生通知に関すること。 ④ 死傷者に対する応急措置及び救護に関すること。 ⑤ 被災者及び被災者の近親者の世話に関すること。 ⑥ 欠航便の旅客処理に関すること。 ⑦ 運賃の払い戻しに関すること。 ⑧ 旅客に係る補償に関すること。

旅客対策室	<p>⑨ その他旅客対策に関すること。</p> <p>⑩ 車両その他の貨物の損傷状況の把握その他貨物対策に関すること。</p>
広報対策室	<p>① 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関すること。</p> <p>② 被災者の近親者等への事故情報の提供に関すること。</p> <p>③ 報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関すること</p> <p>④ その他事故に係る広報に関すること。</p>
庶務対策室	<p>① 対策本部の編成に関する社内への周知及び本部の設営に関すること。</p> <p>② 見舞い及び弔意に関すること。</p> <p>③ 本部の経理に関すること。</p> <p>④ 本部要員の健康管理に関すること。</p> <p>⑤ その他庶務に関すること。</p>

官公署連絡表(第4条第2項の別表1)

名称	所在地
中部運輸局	名古屋市中区三の丸2-2-1名古屋合同庁舎
中部運輸局静岡運輸支局清水庁舎	静岡市清水区日の出町9-1港湾合同庁舎
清水海上保安部	静岡市清水区日の出町9-1港湾合同庁舎
下田海上保安部	下田市三丁目18-23
清水海上保安部田子の浦分室	富士市鈴川町1-2
清水警察署水上交番	静岡市清水区日の出町1-15
静岡市消防局	静岡市葵区追手町5-1
清水区役所	静岡市清水区旭町6-8
大仁警察署土肥交番	伊豆市土肥793-1
田方南消防署西出張所	伊豆市土肥701
伊豆市役所土肥支所	伊豆市土肥670-2
西伊豆町役場田子出張所	賀茂郡西伊豆町田子2640-1
下田警察署田子駐在所	賀茂郡西伊豆町田子1709-44
下田地区消防組合西伊豆消防署	賀茂郡西伊豆町中246
伊豆漁業協同組合田子支所	賀茂郡西伊豆町田子1603-4
富士警察署	富士市八代町3-55
焼津市消防防災センター	焼津市石津728-2

名称	所在地
焼津警察署	焼津市道原723
駿東伊豆消防本部沼津南消防署	沼津市吉田町20-1
沼津警察署	沼津市平町19-11
沼津警察署戸田駐在所	沼津市戸田978-1
東京湾岸警察署	東京都江東区青海2-7-1
横浜水上警察署	神奈川県横浜市中区海岸通1-1
中部空港警察署	愛知県常滑市セントレア3-8-3
沼津土木事務所管理課	沼津市高島本町1-3
沼津市役所	沼津市御幸町16-1

医療関連連絡表(第9条の別表2)

名称	所在地
静岡市立清水病院	静岡市清水区宮加三1231
清水厚生病院	静岡市清水区庵原町578-1
清水さくら病院	静岡市清水区袖師町2001
土肥クリニック	伊豆市下小田1909
伊豆赤十字病院	伊豆市小立野100
(社)地域医療振興協会田子診療所	賀茂郡西伊豆町田子1603-24
富士市立中央病院	富士市高島町50
焼津市立総合病院	焼津市道原1000
中部国際空港診療所	愛知県常滑市セントレア1-1
昭和大学江東豊洲病院	東京都江東区豊洲5-1
横浜市立みなと赤十字病院	神奈川県横浜市中区新山下3-7-3
沼津市立病院	沼津市東椎路字晴ノ木550